

改ざん検知サービス利用規程
(V e r 1 . 1)

平成29年11月4日

株式会社日経統合システム

改ざん検知サービス利用規程

株式会社日経統合システム(以下「当社」という。)は、「改ざん検知サービス利用規程」(以下「本規程」という。)を「日経統合システム(NAS)サービス契約約款」(以下「原約款」という。)に基づき、原約款の個別規程として下記の内容にて定めます。

第1条(本規程の適用)

- 当社は、原約款及び本規程を承諾し本規程に基づき利用契約を締結した法人又は団体(以下「契約者」という。)に対して、改ざん検知サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。なお、本サービスの詳細な内容は、別紙カタログ等に定めます。
2. 本規程は、本サービスの利用に関し、当社と契約者との関係に適用されます。本サービス以外の原約款に定めるサービスの利用に対しては、本規程は適用されません。
 3. 本規程、本規程に基づき別途定める諸規程、原約款及び本規程に基づき本サービスに関連して当社が随時通知する内容は、それぞれ原約款の一部を構成するものとします。
 4. 本規程と原約款とで異なる定めがあるときは、本規程が優先して適用されます。

第2条(本サービスの提供者)

契約者は、本サービスについては、東京都中央区新川1-5-13に所在する株式会社ネットワールド(以下「提供者」という。)が提供するサービスであり、当社を販売代理店として、原約款及び本規程の内容を承諾し、当社と利用契約を締結するものとします。

第3条(利用契約の申込)

本サービスの利用希望者は、原約款第6条(利用契約の成立)の定めに関わらず、提供者所定の「Web改ざん検知システムWebS@Tサービスご利用申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記載のうえ、当社に提出して利用契約の申込を行うものとします。

第4条(利用契約の成立)

当社は、前条の利用申込みを承諾する場合には、利用希望者に対し書面又は電子メール等の電磁的方法による「Web改ざん検知システムWebS@Tサービスご利用申込請書」(以下「請書」という。)の交付をもって利用契約は成立するものとします。なお、注文書及び請書に特記事項を定める等により、利用契約の内容が本規程と異なる場合には、利用契約の内容が本規程に優先するものとします。

第5条(お試し利用)

- 本サービスの利用希望者は、当社に要望することにより、第3条(利用契約の申込)に基づく申込をする前に、1ヶ月以内の範囲で本サービスを無償で利用すること(以下「お試し利用」という。)ができます。
2. 前項に定めるお試し利用の個別契約の締結は、前々条に定める「申込書」を「お試し利用申込書」、前条に定める「請書」を「お試し利用申込請書」に読み替えて前二条の規定を適用します。
 3. 本条に定めるお試し利用の個別契約においても、利用期間終了までの間は、契約者に対して本規程及び原約款第5章(保守・責任・義務)の規程が適用されるものとします。

第6条(利用契約の前提条件)

契約者は、利用申込みに当たって、本サービスが、対象とするWebサイトのすべての改ざんを見つけ出すことを保証するものではないことを承諾します。本サービスによっても発見されなかった改ざんにより契約者(契約者と取引関係にある第三者を含む。以下、本項及び次項において同じ。)に損害が発生したとしても、当該損害につき当社及び提供者は、第12条(損害賠償の特則)に定める場合を除き、一切賠償の責任を負いません。

2. 契約者は、本サービス提供の目的で契約者のコンピュータネットワークの改ざん検知対象サーバへアクセスすること、及び提供者の検査用ソフトウェア等を使用し改ざん検知対象サーバに影響を及ぼす可能性があることを予め包括的に承諾します。契約者は、自らの責任において本サービスを利用するものであり、本サービスの利用により契約者に損害が発生したとしても、第12条(損害賠償の特則)に定める場合を除き、当該損害につき当社は、一切賠償の責任を負いません。
3. 契約者は、当社が、原約款第33条(機密保持)に定める範囲内で、統計的目的(マーケティング目的を含む)の為に本サービスの提供により知り得た情報を利用し、かかる統計的検討結果を一般に公表することについて異議を申し立てません。

第7条(本サービスのサポート受付)

本サービスに関する当社又は提供者へのお問い合わせは、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)および休日を除く月曜から金曜までの9:00から17:00までとなります。

第8条(提供者からの通知)

契約者は、当社又は提供者から本サービスに関する通知を受けるための責任担当者を指名し、提供者は、本サービスに関する情報を電子メール、電話、FAX、又は書面など提供者がその都度、適当と判断する方法により行います。

第9条(契約者からの利用契約の解除)

契約者は、原約款第16条の定めに関わらず、解約希望日の前月1日までに提供者指定の解約申請書を当社に交付することにより、解約希望日の月末日付で解約することができるものとします。

2. 契約者は、前項に定める解約申請書が当社に到達した時点において未払いの利用料金及び支払遅延がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第10条(知的財産権)

本サービスによる検査結果報告書等の成果物に関する著作権及び産業財産権等の一切の知的財産権は、提供者及び当社に使用許諾した権利者に帰属し、契約者に納入後も、契約者に移転するものではありません。

第11条(成果物の非保証)

当社は成果物を契約者への納入時点の状況に基づき現状有姿にて提供するものであり、完全性、最新性、確実性及び契約者の特定の目的に対する適合性を一切保証するものではありません。

第12条(損害賠償の特則)

原約款第32条(賠償範囲)第1項及び第2項の定めにかかわらず、当社に故意又は重大な過失があった場合を除き、本サービスの提供に関連して、本サービスの利用契約期間中、契約者に損害が発生したとしても、当社は責任を負わないものとします。

〔附則〕

本規程(Ver1.0)は平成28年6月1日より実施します。

本規程(Ver1.1)は平成29年11月4日より実施します。